

2020年2月28日 全5頁

法律・制度 Monthly Review 2020.1

法律・制度の新しい動き

金融調査部 制度調査課

[要約]

- 1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 1月は、金融庁が「令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」を公表したこと（14日）、金融庁が銀行法施行規則、主要行等向けの総合的な監督指針等を改正したこと（24日）、経済協力開発機構（OECD）が「BEPS 包摂的枠組みに関する声明」を公表したこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○1月の法律・制度レポート一覧	2
○1月のウェブ掲載コンテンツ	2
○1月の法律・制度に関する主な出来事	3
○2月以後の法律・制度の施行スケジュール	5

◇1月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
7日	60歳～64歳もiDeCoに加入可能に ～2020年度税制改正大綱-証券・金融関連 (NISA見直し以外)～ https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20200107_021240.html	是枝 俊悟	税制	6
9日	欧州銀、サステナブル・ファイナンス規制の タイムライン ～【EBA】リスクウェイト調整の是非、 EUタクソノミーの運用待ちか～ https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20200109_021243.html	鈴木 利光	金融制度	6
10日	働き方に中立な退職一時金への課税とは ～令和2年度税制改正大綱で言及～ https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20200110_021248.html	是枝 俊悟 藤原 翼	税制	7
23日	法律・制度 Monthly Review 2019.12 ～法律・制度の新しい動き～ https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20200123_021282.html	制度調査課	その他法律	5
31日	株式のリスク・ウェイトの見直し ～国際行は2023年3月期から引き上げられるが、 国内行の扱いは未定～ https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200131_021294.html	吉井 一洋 金本 悠希	金融制度	5
31日	LIBORの公表停止の恐れで求められる対応 ～2021年末の時限を意識した対応が求められる～ https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20200131_021295.html	金本 悠希	金融制度	10

◇1月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
1月7日 掲載	コラム：同窓会で見た女性活躍と男性の家庭進出 https://www.dir.co.jp/report/column/20200107_010379.html	是枝 俊悟
1月16日 掲載	コラム：企業統治等に関する会社法改正に寄せて https://www.dir.co.jp/report/column/20200116_010385.html	横山 淳
1月20日 掲載	コラム：2020年、有価証券報告書の新たな開示に向けて https://www.dir.co.jp/report/column/20200120_010387.html	藤野 大輝

◇1月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。 ◇IAS/IFRS（国際会計基準/国際財務報告基準）の「重要性がある」の定義の修正が発効。 ◇米国カリフォルニア州にて、「カリフォルニア州消費者プライバシー法 2018 年」（CCPA）が施行。カリフォルニア州で事業を行う一定の事業者を対象に、カリフォルニア州の住民の個人情報の扱いについて厳格に規定したもの。
9日	◇英国財務報告評議会（FRC）、2018 年のコーポレートガバナンス・コードの早期適用企業の分析等を踏まえ、経済とより広い社会へのポジティブなプラスの影響を示すためには、企業はガバナンスの実践と報告を改善する必要があるとするレポートを公表。
10日	◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表（2月10日まで意見募集）。契約締結前交付書面を過去に交付したことがある顧客に対して、金融商品取引業者等がウェブを活用して契約締結前交付書面の情報を提供することを可能とする等の見直し。 ◇金融庁、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表（2月10日まで意見募集）。一定の要件を満たす海外金融事業者が国内において行う金融商品取引業に該当する行為のうち、金融庁長官の承認を受けて行うものを、金融商品取引業から除かれる行為に追加。 ◇法務省、「民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見募集開始（3月10日まで）。所有者不明土地対策として、土地所有権の放棄の検討、相続登記の申請の義務付けなどの見直しを行うもの。 ◇政府の税制調査会が開催され、中里実・東京大学大学院法学政治学研究科教授が会長に再任される。
14日	◇金融庁、「令和元年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等」を公表。2019 年 5 月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」に基づく暗号資産（仮想通貨）交換業規制や暗号資産デリバティブ規制などの細則を定めるもの。
16日	◇米国財務会計基準審議会（FASB）、持分証券、持分法投資、及び特定のデリバティブに関連する会計基準間の相互の作用を明確にする会計基準アップデートを公表。公開企業は 2020 年 12 月 15 日後開始事業年度から適用、全企業へは 2021 年 12 月 15 日後開始事業年度から適用。
17日	◇金融庁、自己資本比率規制の告示の改正案を公表（2020 年 2 月 17 日まで意見募集）。労働金庫、農業協同組合等（国内基準適用対象）による一定の出資等について、ダブルギアリング規制の適用を除外するもの（銀行については昨年 11 月に改正案公表済）。 ◇国際統合報告評議会（IIRC）、国際会計士連盟（IFAC）、英国の勅許公認会計士会（ACCA）スコットランド公認会計士協会（ICAS）、オーストラリア・ニュージーランド公認会計士協会（CAANZ）、及び World Benchmarking Alliance、有識者による SDGs の開示における推奨事項を公表。
20日	◇第 201 回国会（通常国会）召集。 ◇令和 2 年度予算案、国会提出。 ◇国際決済銀行（BIS）、「Green Swan-Central banking and financial Stability in the age of climate change」を公表。自己資本比率規制も視野に入れた気候関連リスクへの金融セクターの対応を提唱。 ◇FRC の財務報告ラボ、投資家のニーズに対応して労働条件等の労働力に関する開示の改善を求めるレポートを公表。
21日	◇IIRC、新たな統合的思考に関するモデルを公表。企業が統合的思考を推進する際の課題、課題への対応のケーススタディ、イノベーションをさらに推進する方法に関する新しいアイデアを共有。

22 日	◇世界経済フォーラム、4 大監査法人と共同で「持続可能な価値創造の共通指標と一貫した報告に向けて」を公表。International Business Council (IBC) のメンバー企業に対する指標と推奨された開示の共通の中核となるセットを提案。
23 日	◇金融庁、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表（2020 年 2 月 25 日まで意見募集）。業務報告書等の「自己資本比率の状況」について、経過措置が終了したことに伴い様式を更新する等の改正（2020 年 3 月 31 日適用開始）。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の狭い範囲の修正を公表。決済日が不確定な負債の流動・非流動の分類を明確化するもの。2022 年 1 月 1 日に発効（早期適用可）。
24 日	◇金融庁、銀行法施行規則、主要行等向けの総合的な監督指針等を改正。銀行法等において開示が求められている「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律において開示が求められている「再生法開示債権」の区分等に合わせる。令和 4 年 3 月 31 日より施行・適用。
28 日	◇金融庁、親会社が外国会社である金融商品取引業者等に対する TLAC（総損失吸収力）規制に係る告示等を公表（2020 年 3 月 31 日適用開始）。ゴールドマン・サックス証券、モルガン・スタンレー MUFG 証券に対して内部 TLAC を備えることを求めるもの。 ◇欧州グリーン・ディールのカンファレンスで、欧州委員会の金融安定・金融サービス・資本市場同盟局担当のヴァルディス・ドムブロフスキス執行副委員長が、非財務情報開示の見直しを実施するため、欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）に予備的な作業に着手するよう求める旨を言及。
30 日	◇東京証券取引所「現物市場の機能強化に向けたアクションプログラム」を公表。マーケットアクセスルールの導入、ダークプール規制への対応、呼値の単位の適正化、パッシブ化の進展による売買制度の検証などを盛り込む。 ◇米国証券取引委員会（SEC）、レギュレーション S-K（非財務情報の開示項目を定める）などの見直しを提案。重複する開示項目を簡素化し、MD&A の拡充を図る等。 ◇米国の 5 つの金融監督当局（FRB、CFTC、FDIC、OCC、SEC）は、ボルカー・ルールの改正を提案。ヘッジファンド投資規制の対象となるファンドに関する見直しなど。 ◇EFRAG、欧州委員会に株式の代替的な会計処理として売却時にリサイクリング（その他包括利益から当期損益への振替え）と減損処理の導入を国際会計基準審議会（IASB）に検討するよう求めることを助言。 ◇国税庁、金融商品取引業者等から電磁的に交付された「特定口座年間取引報告書」を、国税庁ホームページで提供している確定申告書等作成コーナーを利用することで、所得税の確定申告書に活用することを可能とするためのデータの仕様を一般公開。
31 日	◇所得税法等の一部を改正する法律案、閣議決定、国会提出。 ◇全国銀行協会、LIBOR の恒久的な公表停止に関する特設ページを公開。LIBOR の公表停止に関する基本的な情報、必要な対応、Q&A、国内外の動向を掲載。 ◇個人情報保護委員会、「英国の EU 離脱後においても日英間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みは維持」を公表。 ◇経済協力開発機構（OECD）、「BEPS 包括的枠組みに関する声明」を公表。いわゆるデジタル課税とミニマムタックスに関する取り組みについて、2020 年末までの合意を目指して交渉を継続することを確約。 ◇国税庁、「平成 30 年分の国外財産調書の提出状況について」を公表。総提出件数 9,961 件、総財産額 3 兆 8,965 億円、財産の種類別総額（上位 5 種類）は、有価証券 2 兆 1,135 億円、預貯金 5,771 億円、建物 4,360 億円、貸付金 1,880 億円、土地 1,557 億円。 ◇スマートフォンでのマイナンバーカードを利用した e-Tax 送信のサービスが開始。

◇2 月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2020 年	3 月 31 日	◇(2020 年 3 月 31 日以後終了事業年度より) 有価証券報告書等における記述情報、監査役監査の状況、会計監査の状況などに関する開示が拡充。
	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,500 万円に引き下げ。 ◇(2020 年 4 月 1 日以後開始事業年度より) 大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法(債権法)が施行。 ◇民法(相続法)の改正のうち、配偶者の居住権の創設について施行。 ◇本人確認方法の厳格化に関する改正犯収法施行規則施行。 ◇(2020 年 4 月 1 日以後開始事業年度より) 過大支払利子税制の見直し。 ◇高等教育無償化の実施。 ◇証券会社等がほふりを通じて顧客のマイナンバーの取得が可能に。 ◇大口信用供与等規制の見直し。
	7 月 10 日	◇民法(相続法)の改正のうち、自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
2021 年	1 月 1 日	◇IFRS17 号「保険契約」発効(2022 年に 1 年延期する公開草案公表)。
	3 月 31 日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。 ◇野村 HD への TLAC 規制導入(リスクアセット比 16%、レバレッジ比率分母比 6%)。
	12 月 31 日	◇EU ベンチマーク規則移行期限。
2021 年	4 月 1 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大 1,200 万円に引き下げ。 ◇(2021 年 4 月 1 日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より) 収益認識に関する会計基準が適用。
	12 月 31 日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。 ◇マイナンバーの告知猶予期限。
2022 年	3 月 31 日	◇バーゼルⅢ、完全施行(資本フロア規制は 2027 年までに段階的施行)。 ◇G-SIBs(3 メガバンク)への TLAC 規制の比率引き上げ(リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%)。
	4 月 1 日	◇成人年齢(成年年齢)が 20 歳から 18 歳に引き下げ。
2023 年	1 月 1 日	◇一般 NISA・つみたて NISA の口座開設可能年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げ、ジュニア NISA は 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げ。
	10 月 1 日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。
	12 月 31 日	◇一般 NISA・ジュニア NISA における買付の期限。
2024 年	3 月 31 日	◇野村 HD への TLAC 規制の比率引き上げ(リスクアセット比 18%、レバレッジ比率分母比 6.75%)。
	6 月 1 日	◇森林環境税の創設。
2027 年	3 月 31 日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用(72.5%)。

※原則として、1 月 31 日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として 3 月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース(一部見込みを含む)で記載。